

新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた事業実施方針

令和2年4月13日

社会福祉法人長野県社会福祉協議会

本会では、新型コロナウイルス感染症対策として、3月30日付の実施方針に基づいて取り組んできましたが、4月7日の東京都など7都府県を対象とする緊急事態宣言（4月7日～5月6日）及び長野県の「感染対策強化期間」（4月9日～22日）の実施をふまえて、下記のとおり対策を強化します。

関係の皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

記

<取組の基本方針>

1 感染防止拡大の観点から、集合研修、会議等を延期、中止するとともに、WEBを活用した業務実施の工夫に取り組みます。

- 本会が主催する集合研修、会議等で6月末までに予定していた事業については、原則として延期、中止とします。
- また、本会職員の出張や訪問事業は「感染対策強化期間」（4月9日～22日）については、原則として延期、中止とします。

2 生活困窮や就労支援、被災者見守り支援など生活就労相談事業の体制を強化し、感染防止対策を工夫しながら、迅速であたたかな支援を実施します。

- 市町村社会福祉協議会と協力して、生活福祉資金の特例貸付など相談事業の強化を図り、生活就労相談のニーズに対応します。
- 生活就労支援センターまいさぼでは、継続的な相談者を支援するため、訪問活動の際に玄関先で対応するなど、感染防止策を徹底します。
- 被災者の見守り支援に従事する「生活支援・支え合いセンター」は、感染予防の注意喚起を行いながら、継続的な支援を行います。
- 災害ボランティア活動については、当面の間の自粛を呼び掛けています。

3 今後、外出自粛措置の広がりを想定し、在宅要配慮者の見守りや生活支援などの事業継続に備えるため、社協や福祉事業者間の情報交換や相互応援の仕組みづくりを支援します。

- 情報交換や相互応援の取り組みを促し、緊急時の対応にも備えるため、WEB会議の体制構築を支援します。
- 緊急時の在宅要配慮者の見守りや生活支援に備えたモデル事業を実施します。